

こうち生活協同組合 支払約款

(目的・適用)

第1条 この支払約款は、こうち生活協同組合（以下「生協」といいます。）の利用者の商品・サービス利用料金（手数料、消費税を含む。以下「代金等」といいます。）の支払について定めたものです。

- 2 この支払約款は、宅配事業、夕食宅配事業、サービス斡旋事業の代金等の決済に適用する。
- 3 共済掛金および傷害保険等の口座自動振替による支払については別に定める。

(代金等の支払い方法・支払期限)

第2条 代金等の支払い方法については、原則として、次の二通りの中から利用事業形態、配達方法に応じて生協が定めます。ただし、第2号に定める支払い方法については宅配事業における3名以上の利用者の荷物を一括してお届けする「グループ配達」、夕食宅配事業の利用者に限り選択できるものとします。

- ① 銀行等の口座からの引落し
- ② 現金支払い
- 2 代金等の支払期限については、自動引落の場合、その月（以下「請求月」といいます。）の最終企画回までに請求を受けた代金等につき、請求月の翌月12日限り（ただし、12日が金融機関の定休日に当たる場合は、その翌営業日限り）生協に支払うものとし、現金支払いの場合、宅配事業は配達した翌週の配達日、夕食宅配事業は配達週の水曜日までに生協に支払うものとします。
- 3 利用者が予め届け出る金融機関の口座については、原則として利用者本人名義のものまたは家族名義のものとし、
- 4 前項の口座が次に掲げる金融機関で、12日に残高不足により振替できなかったものについては、同月27日に再度振替を行うものとします。
 - ① 四国銀行
 - ② 高知銀行
 - ③ 高知信用金庫
 - ④ 幡多信用金庫
 - ⑤ ゆうちょ銀行
 - ⑥ 高知県内のJA
 - ⑦ 四国労働金庫
- 5 新たにカタログ購入を始められる方は、開始後6か月間は、月の利用限度額を最高20,000円までとします。
- 6 新たにカタログ購入を始められる方で支払い方法が銀行等の口座からの引落しの方は、開始後6か月間は、1ヶ月の利用料金の支払いができない場合は、商品代金が入金されるまで受注を停止します。
- 7 ご利用継続が1年以上経っている方でも第5条3項による受注停止になると完済後6か月間は、5項、6項の条件の対象とします。

(期限の利益の喪失)

第3条 利用者が本約款に違反したとき、または利用者について自己破産・競売等の申立があったときは通知催告を要せず代金等債務の期限の利益を失い、利用者は代金等全額を一時に支払うものとします。

(届出事項の変更)

第4条 住所、氏名、口座振替指定金融機関等の届出事項を変更する場合、利用者は遅滞なく生協に通知するものとします。

(代金の支払不履行)

第5条 残高不足による振替不能の場合、利用者は再請求手数料として振替不能1回につき、200円を支払うものとします。

- 2 請求月の翌月12日、27日の振替日に残高不足により振替不能であった場合は、請求月分の代金に加えて、請求月の翌月分の代金及び前項の再請求手数料を含めて、請求月の翌々月12日に自動振替をもって支払うものとします。
- 3 請求月の翌月12日、27日の振替日及び翌々月12日の振替日(第2条第4項に定める金融機関以外については請求月の翌月12日の振替日及び翌々月12日の振替日)のすべてにおいて残高不足による振替不能であった場合には、生協は当該利用者からの注文を受け付けないものとします。
- 4 請求月の翌月12日、27日の振替日及び翌々月12日の振替日(第2条第4項に定める金融機関以外については請求月の翌月12日の振替日及び翌々月12日の振替日)のすべてにおいて残高不足による振替不能であった場合には、当該遅滞代金及び以後の代金支払いについてはすべて第2条に定める支払方法によらず、利用者は、第1項の再請求手数料を含め、生協の指定する口座に振り込む方法で支払わなければならないものとします。ただし、生協が再度自動振替による支払を認めた場合にはこの限りではありません。
- 5 前項の代金の支払が履行されない場合、利用者は、請求月の1日から4カ月後にあたる1日(例えば、請求月が1月であれば5月1日)を起算日として、起算日時点の未払代金全額に対して、年利6%の割合で遅延損害金を支払うものとします。
- 6 生協は、第5項に該当する代金の支払不履行を2回以上発生させた利用者に対して、生協の商品・サービスの利用を再開させるにあたり、一定の約束事をお願いすることがあります。

(支払計画書および誓約書)

第6条 前条第2項の支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、また、現金支払いで2回分以上の代金等をお支払いいただけなかった場合、生協はその方(以下、「債務者」といいます)に対して、生協が定めた様式による支払計画書および誓約書の提出を請求することができます。

- 2 前項の請求があった場合、債務者は、速やかに(請求時に別に定めた期限があればその期限内)に支払計画書および誓約書を提出しなければなりません。
- 3 前項に定める期限までに支払計画書及び誓約書が提出されなかった場合、または提出された支払計画書に基づく支払いが行われないうち将来にわたって代金等の支払いが望めないと認められる場合には、法的手続に移行したり、債権譲渡や債権の回収委託等を行う場合があります。

(出資金の払戻の停止)

第7条 債務者が組合員である場合、代金等の支払が履行されるまで出資金の減資はできないものとします。

(債務者の出資金に関する特則)

第8条 債務者が組合員である場合、生協は債務者に対して出資口数の減少を要請することができます。債務者が要請に応じて出資口数を減少した場合、生協は、債務者に対する出資金の払い戻しに係る債務と生協の債務者に対する債権を相殺することができます。

(個人情報の取り扱い)

第9条 生協は、支払約款に基づく債権管理業務のために以下の個人情報を、生協が収集することとします。

- ① 属性情報・・・加入申込書等に記載した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等、利用者の属性に関する情報（以後の変更が生じた場合の変更情報を含む）
- ② 契約情報・・・契約の種類、申込日、契約日、振替口座、利用商品名、金額、供給日等
- ③ 取引情報・・・利用残高、支払状況等、取引の現在の状況および履歴に関する情報
- ④ 支払能力判断情報・・・利用者に関する勤務先、収入、居住状況等、利用者の支払能力判断のための情報。
- ⑤ 本人確認情報・・・利用者の運転免許証、保険証、パスポート等の提示を求め本人確認を行うための情報

(合意管轄裁判所)

第10条 利用者は、利用者と生協とのこの契約に関する訴訟について、管轄裁判所を生協の本部の所在地を管轄する裁判所とすることに同意するものとします。

附則

1. (約款の改廃)

この約款の改廃は理事会において行うものとします。

2. (施行期日)

この約款は2020年3月1日より実施します。

3. (経過措置)

組合員は、この約款の実施前における代金の支払不履行について、2020年2月末日現在の代金残高（第5条第1項の再請求手数料を含む）に対して、約款の実施日である同年3月1日から年利6%の割合で遅延損害金を支払うものとします。